

公立大学法人北九州市立大学の財務諸表の承認及び
剰余金の翌事業年度への繰越承認に係る本市の考え方

1 財務諸表の承認について

公立大学法人北九州市立大学から提出された、平成 2 5 事業年度財務諸表については、次の理由により承認したい。

- (1) 地方独立行政法人法に定める書類がすべて提出されていること。
- (2) 事業年度終了後 3 月以内の平成 2 6 年 6 月 2 7 日に提出されていること。
- (3) 地方独立行政法人会計基準に従い作成されていること。
- (4) 監事及び会計監査人による監査が適正に行われていること。

2 剰余金の翌事業年度への繰越承認について

公立大学法人北九州市立大学から繰越承認申請のあった、平成 2 5 事業年度における剰余金は、次の理由により生じた剰余金であるので、申請のとおり全額について翌事業年度へ繰越を承認したい。

- ① 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であること。
- ② 中期計画（年度計画）の記載内容に照らして、本来行うべき業務を行った場合であって、費用の減少により生じた利益（ただし、学生収容定員を在籍者が充足していない場合（90%以上）及び特に著しい業務懈怠等により利益を生じた場合を除く）であること。

【繰越承認の流れ】

